

令和7年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

議事次第

日時：令和7年12月17日(水)

14時00分～

場所：ウェブ会議（公開）

1. 開会挨拶
2. 動物衛生の動向に関する情報共有
3. 2025年9月のWOAHコード委員会報告書において提示されたコード改正案等に係る意見交換
 - ① 緊急事態管理（第3.X章）
 - ② 物品の輸出に適用される措置及び手続（第5.4章）
 - ③ 物品の輸入に適用される措置及び手続（第5.6章）
 - ④ 国境検査所及び検疫センター（第5.7章）
 - ⑤ ランピースキン病（第11.9章）
 - ⑥ コード委員会の今後の活動計画
4. その他

令和7年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

メンバーメンバー名簿

<通常メンバー>

- (1) 飯塚 修 (公社) 日本動物福祉協会 理事
- (2) 岩丸 祥史 農研機構動物衛生研究部門 動物感染症研究領域
ウイルスグループ長
- (3) 内村 江利子 鹿児島県中央家畜保健衛生所 衛生課長
- (4) 近藤 康二 (公社) 中央畜産会 専務理事
- (5) 砂川 富正 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所
応用疫学研究センター長
- (6) 田中 美樹 日本生活協同組合連合会組織推進本部
社会・地域活動推進部長
- (7) 寺田 繁 (一社) 中央酪農會議 事務局長
- (8) 伏見 啓二 (公社) 日本獣醫師会 専務理事
- (9) 松本 博紀 (公社) 畜産技術協会 専務理事
- (10) 村尾 芳久 (一社) 全国スーパーマーケット協会 事務局長
- (11) 米山 真梨子 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会 常務理事
- (12) 脇田 曜夫 日本ハム株式会社 執行役員 加工事業本部
商品統括事業部長

(五十音順、敬称略)

令和7年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 配付資料一覧

資料1：動物衛生の動向に関する情報共有

資料2：緊急事態管理

資料3：物品の輸出に適用される措置及び手続

資料4：物品の輸入に適用される措置及び手続

資料5：国境検査所及び検疫センター

資料6：ランピースキン病

資料7：コード委員会の今後の活動計画

【参考資料】

参考1：第3.X章「緊急事態管理」の新規案（英文）

：第3.X章「緊急事態管理」の新規案（仮訳）

参考2：第5.4章「物品の輸出に適用される措置及び手続」の改正案（英文）

：第5.4章「物品の輸出に適用される措置及び手続」の改正案（仮訳）

参考3：第5.6章「物品の輸入に適用される措置及び手続」の改正案（英文）

：第5.6章「物品の輸入に適用される措置及び手続」の改正案（仮訳）

参考4：第5.7章「国境検査所及び検疫センター」の改正案（英文）

：第5.7章「国境検査所及び検疫センター」の改正案（仮訳）

参考5：第11.9章「ランピースキン病」の改正案（英文）

：第11.9章「ランピースキン病」の改正案（仮訳）

国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会開催要領

平成22年4月26日
消費・安全局 動物衛生課
(令和3年11月1日一部改正)
(令和5年 8月1日一部改正)

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局（WOAH）は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準（WOAHコード）を作成している。また、WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」は、動物の生命及び健康を感染症から守るために加盟国の動物検疫措置が、WOAHの作成する国際基準に基づいていなければならぬとしている。
- (2) WOAHコードは、加盟国への意見聴取と、WOAH総会における採択を経て策定又は改正される。WOAHコードの策定・改正は国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、WOAHコードの策定又は改正に関する我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報を共有するとともに、意見交換を行うことが重要である。また、WOAHコードの策定・改正に関する議論は複数年にわたることから、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、WOAH基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行う場を設けることが必要である。
- (3) このため、消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体、学識経験者等の国内関係者と継続的に意見・情報交換を行うことを目的として「国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会」（以下「WOAH連絡協議会」とする。）を開催する。

2. メンバー構成

WOAH連絡協議会のメンバーは、通常メンバー及び臨時メンバー合わせて20名以内とする。

(1) 通常メンバー

WOAHコードについて、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる以下の関係者を通常メンバーとして選定する。

- ・消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体等からの推薦者（9名）
- ・食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者（3名）

(2) 臨時メンバー（議題に応じて参集するメンバー）

議題に応じて必要があれば、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定することができる。

- ・議題に関する団体等からの推薦者又は議題に関する学識経験者（8名以内）

3. メンバーの選任

(1) 推薦方法

団体からの推薦を受けてメンバーを選任する場合は、当該団体から推薦理由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名までとする。

(2) 任期

通常メンバーの任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任されたメンバーの任期は前任者の残余期間とする。

(3) 選任基準

メンバーの選任に当たっては、審議会委員の選任の基準に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。

4. 開催方法

● WOAH連絡協議会は、冬（12月～1月）及び夏（6月～8月）の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、WOAH陸生コード改正案についての意見交換、WOAHの総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。

● 議事進行は、通常メンバーのうち互選等により選出された者が行う。

● WOAH連絡協議会は、出席メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、出席メンバーの総意のもと、非公開とすることができます。

● WOAH連絡協議会の資料は、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。

● WOAH連絡協議会の議事概要は、出席メンバーの確認をとった上で、発言者を明示し、公開する。

● 傍聴者の募集は農林水産省のホームページより行う。傍聴者による発言は認めない。

5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

動物衛生の動向に関する情報共有

令和7年12月16日時点

農林水産省
消費・安全局 動物衛生課

高病原性鳥インフルエンザとは

(1) 病原体

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により
高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス



元気消失

(2) 対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 症状・特徴

高い致死性と**強い伝播性**をもつ。感染した家きんは、死亡に加え、元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢などを示す。

※**人獣共通感染症**：海外では、家きん等との密接接触に起因する人への感染事例（死亡事例あり）も報告。
「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、ヒトに感染する可能性はないと考える」（内閣府食品安全委員会）

(4) 発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、**冬期に発生しやすい**。

我が国において、直近では、**令和2年シーズン以降、毎年発生**（6シーズン連続）。

(5) 早期通報・殺処分の意義

早期発見できなければ瞬く間に農場内で感染拡大し、多くの家きんが本病に感染し死亡。

⇒ **早期通報及び迅速な殺処分等による
まん延防止措置が必要不可欠**

<実際の事例（R4シーズン：7日間の通報遅れ）>

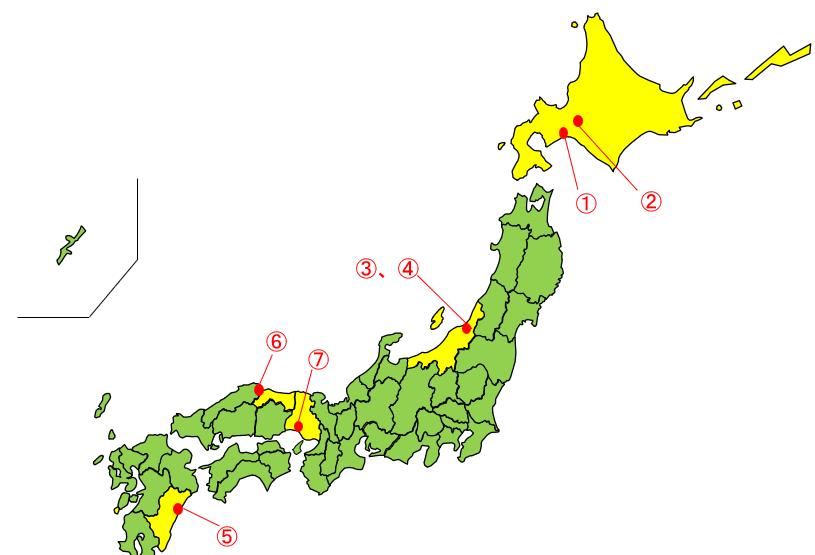
通常の死亡羽数	7羽程度（鶏舎当たり）
異常 1日目 (本来通報すべき日)	27羽死亡（発生鶏舎。以下同じ）
3日目	617羽死亡
6日目	1,389羽死亡
7日目	3,974羽死亡
8日目（通報当日）	さらに死亡増加（ 鶏舎の大多数が死亡 ）

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

○ 令和7年シーズンは、これまでに**7事例**発生し、**約197万羽**が殺処分対象となった。（採卵鶏5事例、肉用鶏2事例）

発生場所	発生日 ※1	飼養羽数 ※2, 3	農林水産省 対策本部	防疫措置（殺処分、消毒等）				
				防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域 解除	移動制限区域 解除	
				開始	完了			
① 北海道 1	養鶏場 (北海道白老町)	令和7年 10月22日	約45.9万羽 (採卵鶏・ケージ、平飼い)	10月22日	10月22日 8時00分	11月2日 12時30分	11月14日 0時00分	11月24日 0時00分
② 北海道 2	養鶏場 (北海道恵庭市)	令和7年 11月2日	約23.6万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月2日	11月2日 13時00分	11月10日 16時00分	11月22日 0時00分	12月2日 0時00分
③ 新潟 1	養鶏場 (新潟県胎内市)	令和7年 11月4日	約63万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月4日	11月4日 8時00分	11月18日 16時00分	11月30日 0時00分	12月10日 0時00分
④ 新潟 2	養鶏場 (新潟県胎内市)	令和7年 11月9日	約28万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	11月9日	11月9日 8時00分	11月18日 16時00分	11月30日 0時00分	12月10日 0時00分
⑤ 宮崎 1	養鶏場 (宮崎県日向市)	令和7年 11月22日	約4.8万羽 (肉用鶏・平飼い)	11月22日	11月22日 8時00分	11月23日 11時00分	12月4日 14時00分	12月15日 0時00分
⑥ 鳥取 1	養鶏場 (鳥取県米子市)	令和7年 12月2日	約7.5万羽 (肉用鶏・平飼い)	12月2日	12月2日 8時00分	12月6日 12時00分	—	—
⑦ 兵庫 1	養鶏場 (兵庫県姫路市)	令和7年 12月16日	約24万羽 (採卵鶏・ケージ飼い)	12月16日	12月16日 9時00分	—	—	—

※1 疑似患畜と確認した日。※2 飼養方法は主として疫学調査結果から引用。※3 飼養羽数は疑似患畜確認時の羽数を記載。

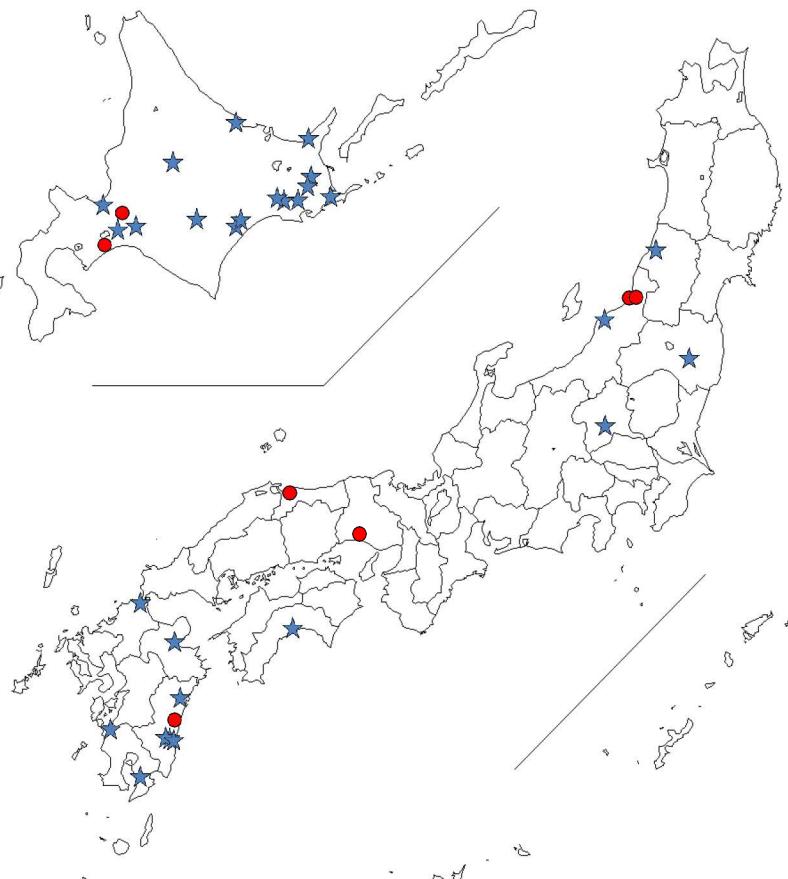


鳥インフルエンザの発生状況

- 令和6年シーズンは、**14道県51事例**で発生し、令和7年1月に発生が急増。
- 令和7年シーズンは、これまで**北海道2例、新潟県2例、宮崎県1例、鳥取県1例、兵庫県1例、合計7例**の家きんの陽性事例を確認。

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

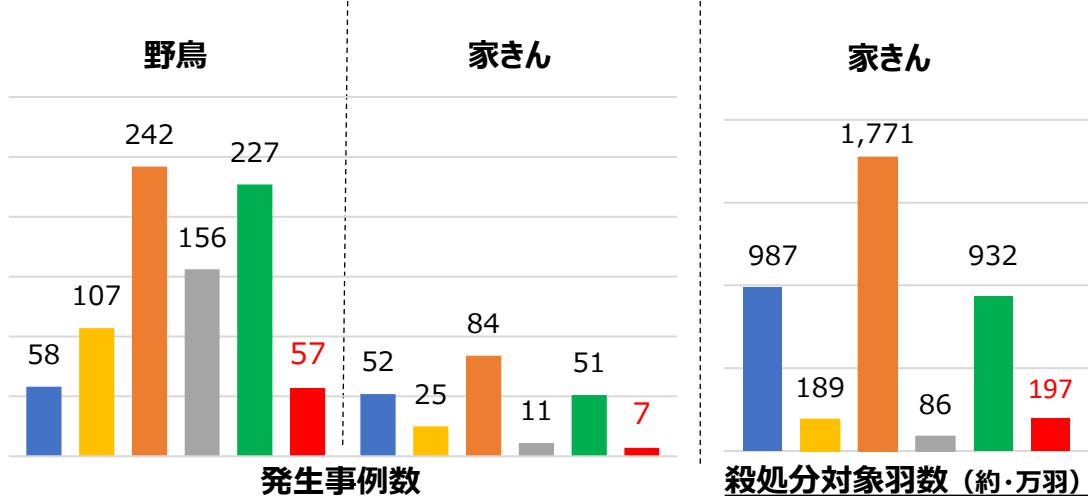
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■: R2シーズン ■: R3シーズン ■: R4シーズン ■: R5シーズン ■: R6シーズン ■: R7シーズン

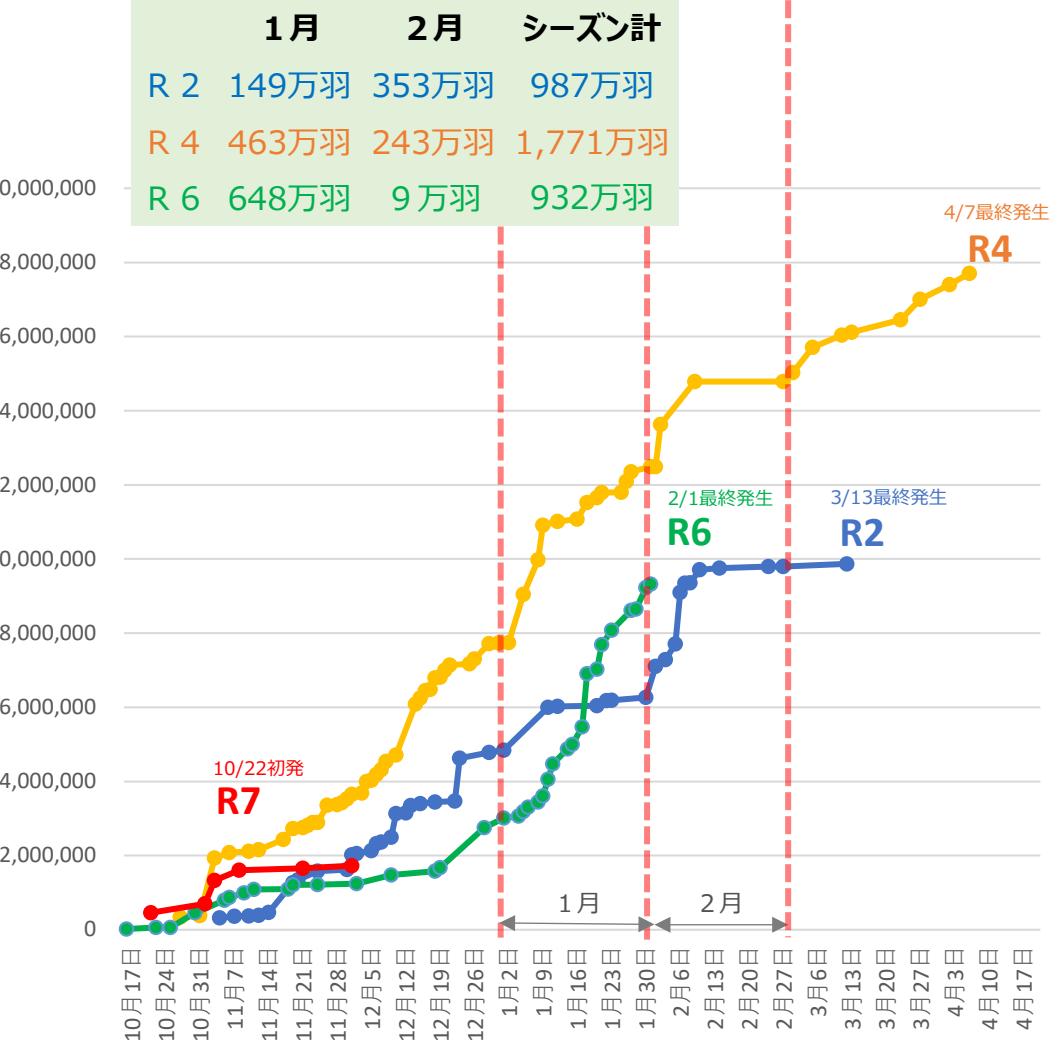


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

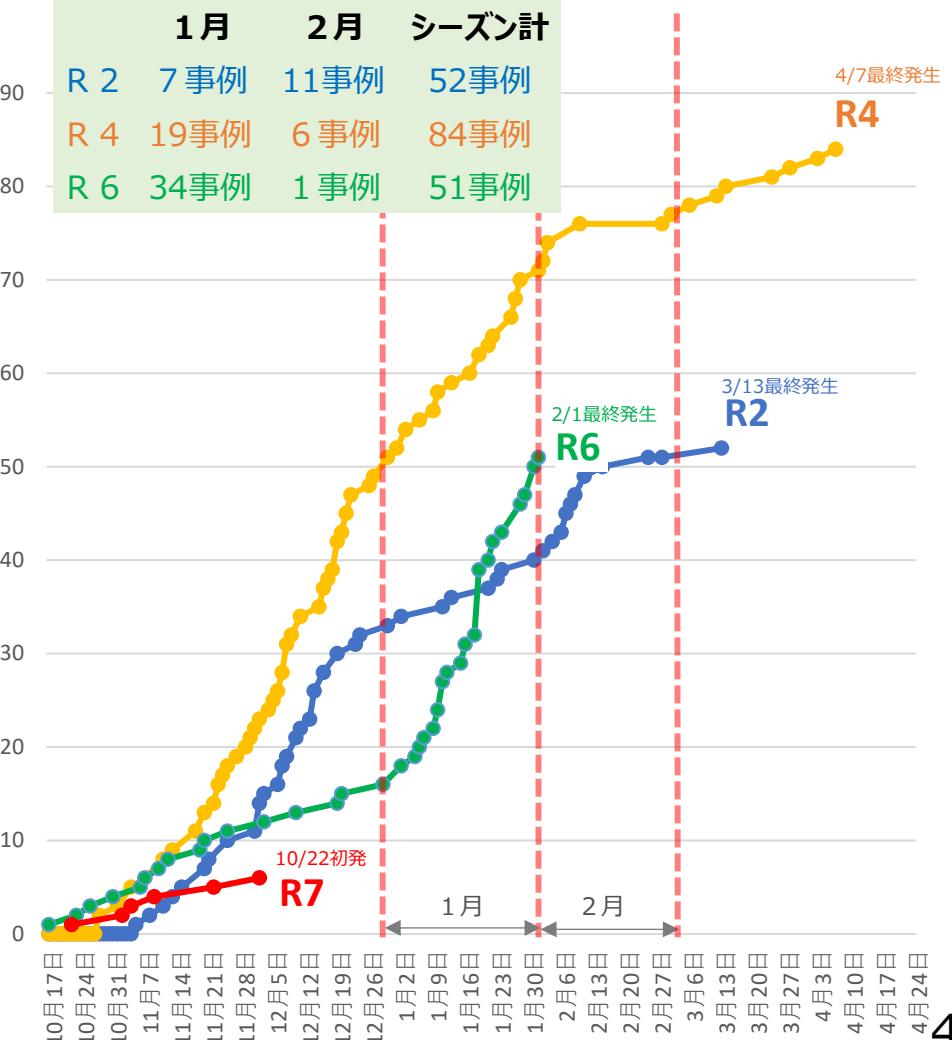
過去シーズンとの発生状況の比較

- 例年、1月がトップシーズンである中、令和6年シーズンは月間34事例発生・648万羽殺処分と、1月としては過去最多を記録。
- 令和7年シーズンにおける殺処分羽数は、12月1日時点で、令和6年シーズンと同規模。

殺処分羽数の推移



発生件数の推移



鈴木農林水産大臣メッセージ（令和7年11月11日閣議後会見冒頭発言）

- 11月9日に新潟県において、今シーズン4例目となる高病原性鳥インフルエンザと考えられる事例が確認され、北から南まで、**全国どこで発生してもおかしくない状況であるところ**、鈴木農林水産大臣より、**全国各地の生産者、関係者、そして消費者に向けて**、以下のとおりお願いのメッセージを発出。



発生予防・まん延防止対策の徹底

① 最も重要なのは「早期通報」

既に全国どこで発生してもおかしくないという危機感の下、**積極的な通報**を徹底。

② 「再点検」

今シーズンの発生は、「**大規模農場**」、「**水場が近く野鳥が飛来**」又は「**過去発生地域**」といった特徴があることも踏まえ、**飼養衛生管理の点検**を徹底。

③ 「迅速な防疫措置」

地域での発生を1か所で止めるため、**迅速な封じ込め**を徹底。

鶏卵について

- 鶏卵の流通事業者においては、発生地域等に対して鶏卵を融通するなど、**安定供給**に向けて協力を。
- 消費者においても、**冷静な購買活動**をお願いしたい。

農林水産省としても、都道府県と連携を密にし、
発生予防・まん延防止に向けて、全力で臨みます。

総理指示（令和7年10月21日）を受けた対応

＜総理指示＞（令和7年10月21日16時35分）

- ① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- ② 現場の情報をしつかり収集すること。
- ③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- ④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

＜令和7年シーズン初発時（令和7年10月22日）の対応＞

- ① 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、県に野鳥の監視を強化するよう要請。）
- ② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。
- ③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。
- ④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

発生時における政府一体となった対応

- 高病原性鳥インフルエンザの発生時には、**政府一体となった迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。
- このため、**総理指示**を踏まえ、内閣官房が中心となり関係省庁の初動対応等の確認を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。

高病原性鳥インフルエンザの発生

総理指示

- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしっかりと収集すること。
- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

**内閣府
食品安全委員会**
食品の安全性に係る
情報提供

内閣官房

関係省庁との総合調整
関係省庁の連携促進

環境省

野生動物の監視

金融庁
金融円滑化要請

警察庁
防疫作業の支援

国土交通省
資機材の貸与

防衛省
自衛隊の災害派遣

消費者庁
消費者への情報提供

経済産業省
中小企業への金融支援

総務省
消防機関との連絡調整

出入国在留管理庁
水際検疫措置の協力

外務省
海外への情報提供

農林水産省

文部科学省
教育機関への情報提供

財務省
事業者への金融支援

厚生労働省
農場従事者等への
感染対策の周知・指導

関係閣僚会議等の速やかな開催

- ✓ 官房長官による総理指示の認識共有
- ✓ 関係省庁による初動対応等の確認

政府一体となった迅速かつ的確な初動対応の実施

※ 感染拡大が想定される場合には、総理を本部長とし全閣僚が出席する「対策本部」を開催。

鳥インフルエンザ対策パッケージ

- 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の**対策パッケージ**を打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

鳥インフルエンザワクチンをめぐる状況

- 我が国では、ワクチンを使用せず、早期通報、迅速な殺処分等により鳥インフルエンザの常在化を回避。
- 本病の発生の増加に伴い、卵価高騰など、国内では様々な問題点が顕在化。
- 他方、欧米諸国では、省力的な接種が可能な新しいワクチンの開発や、接種に向けた動きがみられている。

発生の増加に伴う主な問題点

鶏卵供給	鶏卵供給不足による卵価高騰
埋却地等	再開に当たって埋却地が確保できない、周辺住民の理解が得られない 等
殺処分作業	連続発生に伴う防疫措置の遅れ、防疫作業の担い手不足、家保職員の負担増加 等

ワクチンをめぐる近年の国際的な動き

年 月	世界の動き
2023年5月	➤ WOAH（国際獣疫事務局）総会で、家きんへのワクチン使用の検討を促す決議が採択。
2023年10月	➤ フランスが、商用あひるを対象としたワクチン使用を開始。
2024年6月	➤ EUが、孵卵場での接種（卵内接種、1日齢雛への接種）が可能なワクチンを承認。
2025年2月	➤ 米国が、ワクチン使用を検討することを表明。 ➤ WOAH及びFAO（国連食糧農業機関）が、WHO（世界保健機関）にも意見照会の上で、ワクチン接種による発生予防・管理にも言及した、鳥インフルエンザ対策の世界戦略（2024–2033）を公表。
2025年3月	➤ オランダが、採卵鶏へのワクチン使用（パイロットテスト）を開始。

〔このほか、カナダや英国も、ワクチン接種に関する産学官タスクフォースを設置し、接種の課題等について、議論を開始。〕

- ワクチン接種の導入のためには解決すべき課題が多数存在。
- 専門家や関係団体からなる技術検討会を本年8月に設置し、課題やその解決策について議論を開始。

ワクチン接種に係る現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染を完全に防御できず、感染した場合に症状が見えにくくなる ○ 感染拡大やウイルスの変異（ヒトに感染しやすくなる）の原因となる ○ 公衆衛生リスク（飼養管理者の感染防止対策、食品安全） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接種群での感染の有無を確かめるため、接種農場でサーベイランスが必要 (全ての接種農場で少なくとも毎月検査が必要) ⇒持続的な検査体制の確立が必要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模接種できなかつたが、 新たなワクチンは、卵内・初生ひなへの接種が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効性等に関するデータに基づく議論が必要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防的ワクチン接種は新しい取組（国内未実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接種する場合、新たにコストが発生 ⇒費用対効果を見極める必要

ワクチンの有効性や接種スキーム等の**技術的論点**だけでなく、ワクチン接種やサーベイランスの実施に伴う**事務的・経済的負担も十分考慮**の上、具体的な課題やその解決策を議論し、導入ありきではなく、慎重にその是非を判断。

- 予防的ワクチン接種の導入に関する具体的な検討を進めるため、まずは技術検討会を設置。
- 第1回の検討会を8月19日に開催。
- **技術的事項について、年度内に一定の結論を得た上で、今後、実務的課題についても検討を行う予定（接種の是非も含め検討）。**

検討会の目的

- 実効性のある接種に必要な技術的事項について議論し、提言として取りまとめる。

【議論する事項】

- ① 予防的ワクチンの接種に関する基本的な考え方の整理
- ② 個別具体的論点・課題の抽出
- ③ 技術的な論点・課題に対する対応案の検討

検討会委員の構成

- 家きん疾病小委員会委員、専門家、関係団体等

第1回検討会の概要

- 農林水産省から、ワクチン接種に対するこれまでの考え方や検討を開始した背景等を説明の上、接種に当たっての論点や課題を提起。
- 委員からは、主に以下の意見があった。
 - ・ ワクチンの効果を示すデータを揃えて議論すべき
 - ・ どのような状況になったら接種を開始し、終了するのか
 - ・ サーベイランスやモニタリングを都道府県が実施するのは事務負担的に困難ではないか
- 次回は、委員からの意見を踏まえ、改めて論点を整理した上で対応について議論。

豚熱とは

■ 原因（病原体）

- 豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- 暴患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。



【皮膚紫斑（しほん）】

（出典：動物衛生研究部門）

■ 宿主

- 豚、イノシシ **※人には感染しない**

■ 分布

- 欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々で発生。
- **我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。**
飼養豚では24都県、野生イノシシでは42都府県で発生（令和7年11月19日時点）。

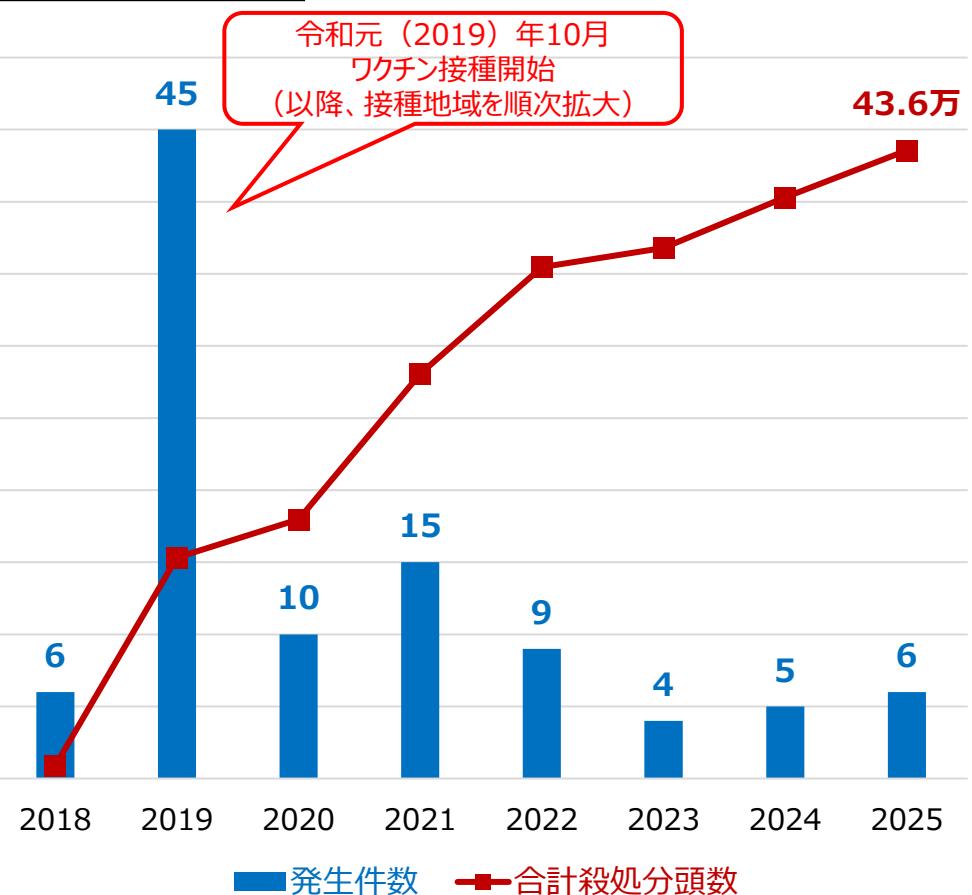
■ 症状

- 急性、亜急性、慢性型など**多様な病態を示す**。白血球の減少が見られる。
※有効なワクチンが存在

豚熱の発生状況

- 平成30（2018）年9月に岐阜県で発生。以降、**24都県で計100事例発生し、約43.6万頭を殺処分。**
- **令和元（2019）年10月にワクチン接種開始。**以降、発生は散発的となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。また、大規模農場でも発生が起きており、**畜産経営にとって大きな負担**となっている。
- **令和7（2025）年は、群馬県で5例（95・96・98～100例目）、千葉県で1例（97例目）発生（11月19日時点）。**

発生状況の推移



令和7年の発生状況

【群馬県】

- 1/23 国内95例目（県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（県11例目）：約8,700頭殺処分
- 4/5 国内98例目（県12例目）：約7,300頭殺処分
- 5/9 国内99例目（県13例目）：約460頭殺処分
- 10/2 国内100例目（県14例目）：約5,900頭殺処分

- ✓ 養豚の集中地域における発生
- ✓ 周辺地域において、発生の1～3か月前に豚熱陽性の野生イノシシが捕獲されている

【千葉県】

- 3/31 国内97例目（県初発）：約5,480頭殺処分
- ✓ 千葉・茨城両県の関連農場の約370頭も殺処分
- ✓ 防疫措置に際しては、**移動式レンダリング装置**を活用



◆移動式レンダリング装置の活用状況

飼養豚・野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

豚熱

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、防疫指針に基づき、以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論し設定。

① 野生イノシシにおける豚熱感染状況

② 農場周辺の環境要因（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）

③ 疫学的リスク低減のため、まだら打ちを避ける（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。）

【24都県】（飼養頭数 4,037,930頭（全国の45.9%））

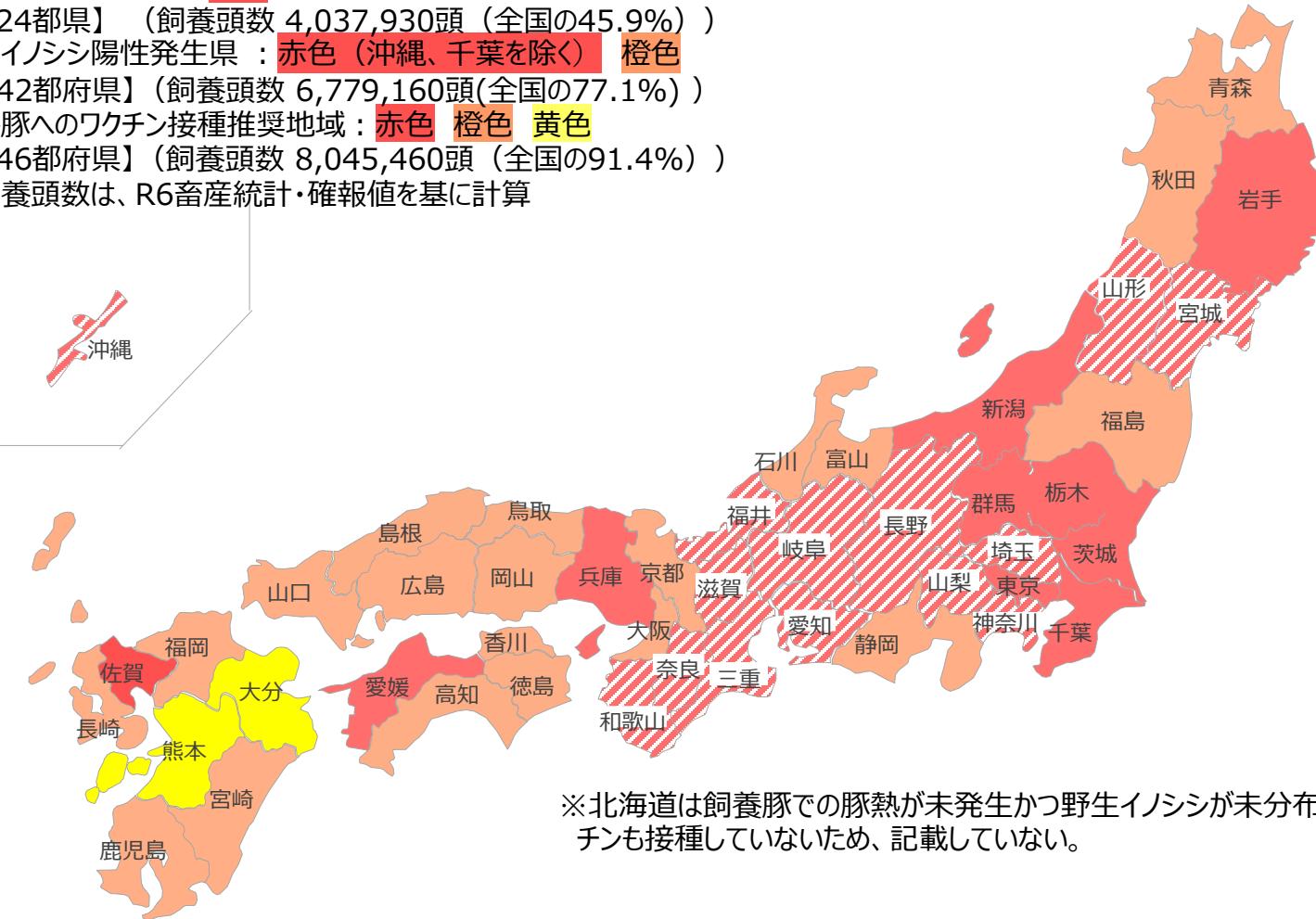
野生イノシシ陽性発生県：赤色（沖縄、千葉を除く） 橙色

【42都府県】（飼養頭数 6,779,160頭（全国の77.1%））

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,045,460頭（全国の91.4%））

※飼養頭数は、R6畜産統計・確報値を基に計算



※北海道は飼養豚での豚熱が未発生かつ野生イノシシが未分布であることから、予防的ワクチンも接種していないため、記載していない。

農場における対策

- 豚熱の発生を予防するためには、適時適切なワクチン接種に加え、**飼養衛生管理の徹底**が最も重要。
- 飼養豚が野生動物と接するがないよう、**野生動物侵入対策**を講ずるとともに、農場内や車両の**消毒**や飼養衛生管理区域での**更衣・履替え**等の徹底が、農場へのウイルスの持込みを防止するために重要。

1 野生動物対策

- 農場を囲う柵や壁を設置するとともに、**破損等がないか定期的に点検**。
- 農場辺縁を含め敷地内の**草刈り**や**枝の剪定**を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。
- 死亡家畜は野生動物を誘引しないよう**適切に保管**。



2 農場内や侵入車両の消毒

- 畜舎周囲・農場外縁部に定期的に**石灰を散布**。
- **車両の洗浄・消毒**も忘れない。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかり落とす。



3 更衣・履替えの徹底

- **洗浄・消毒された衛生的な衣服**や**長靴**を用意。
- **長靴は履替えを徹底**し、使用後は**洗浄**してから**消毒**。
- **消毒薬**は定期的、または汚れた都度交換。



野生イノシシ対策

- 野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、**サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、山林に立ちに入る者等への対策の周知など**、野生イノシシ対策を実施。

(1) サーベイランスの強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、**全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始**。
- 令和2年8月31日に**全都道府県**に向けて**豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知**を発出。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。

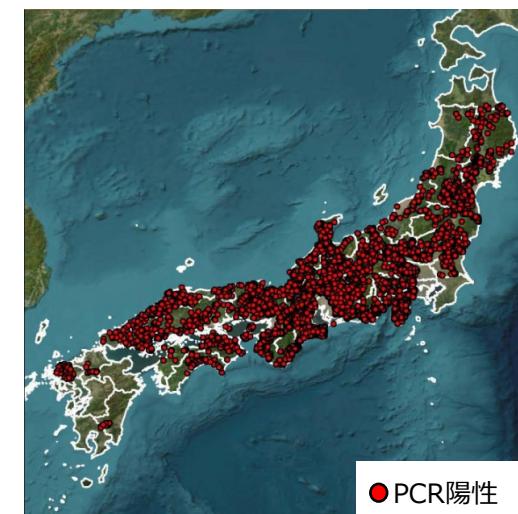
(2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、北海道を除く**46都府県**について、農場周辺や野生イノシシの感染確認区域を「**捕獲重点エリア**」に設定。

【42都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】



(3) 経口ワクチン散布

豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 現在、**45都府県**で経口ワクチンを散布。

(4) 感染防止のための周知等の推進

豚熱

アフリカ豚熱

- 一般の方に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布、ポスターコンテストの実施等により、感染防止対策を周知。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

豚熱感染野生イノシシ発見地点
(発見・捕獲日ベース：令和7年11月12日時点)

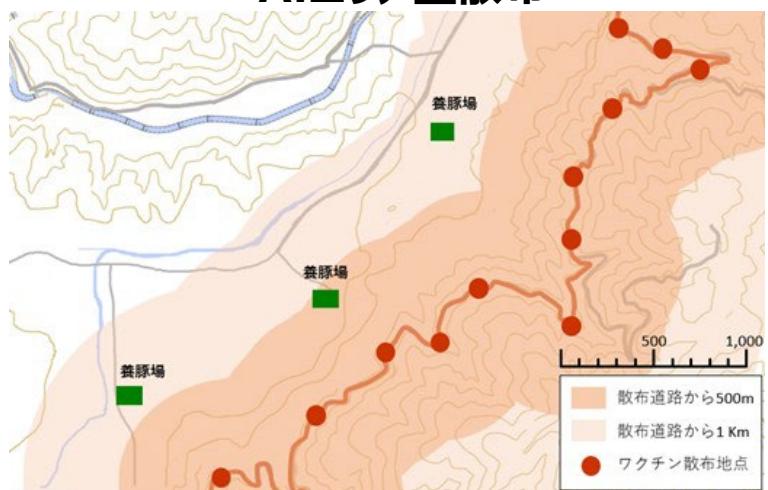
豚熱経口ワクチンの散布

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。現在までに45都府県で散布。
- 早期から散布を実施している中部地方の県では、**野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下**をしている中でも、**免疫獲得イノシシを継続的に確認**。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、**野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減**を図ることで、以下を目指しているところ。
 - ① 農場への感染リスクの低減
 - ② まん延スピードを弱め、未確認地域への侵入を防止
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定**。

(参考) 養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

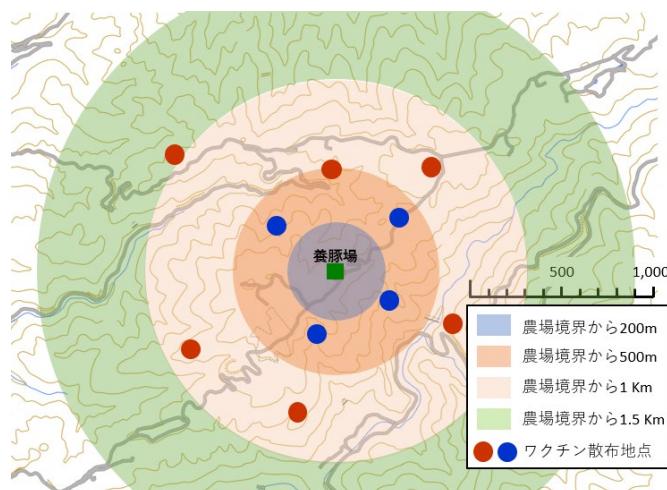
(豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。)

A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見えやすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

豚熱清浄化ロードマップの策定

- 養豚農業の振興に関する基本方針（令和7年4月）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と示されたところ。
- これを踏まえ、以下の考え方に基づき、清浄化に向けたロードマップを策定し、令和7年6月30日に公表。

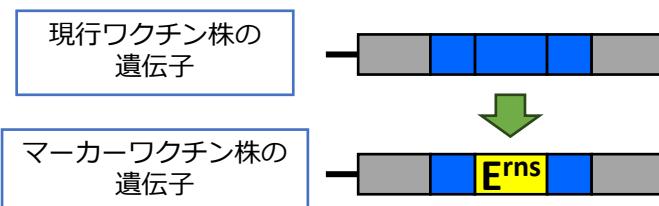
ロードマップ策定の考え方

ワクチン接種下の発生状況や技術の開発状況を踏まえ、以下の考え方でロードマップを策定。

- マーカーワクチン※を早期に実用化し、これに切り替え、飼養豚での感染がない状況を確保し、「豚熱清浄国ステータス」を回復。
- 殺処分について、これまでの知見を踏まえ、範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、野生イノシシの感染の縮小が可能となれば、イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

※豚熱マーカーワクチンについて

- 現行ワクチン株の遺伝子の一部を別のウイルス遺伝子と置換し、この部分に対する豚の免疫反応の違いを検出することにより、ワクチン接種動物と野外株感染動物の区別を可能とするワクチン。
- R2～R6年度にかけて、研究事業の実施により、マーカーワクチン候補株の作出に成功。R7年度以降は、研究事業において候補株の有効性等の検証を行い、早期の実用化を目指す。



豚熱清浄化ロードマップの基本的な考え方

- ロードマップの最終的な目標は「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」。
- その過程で、**当面の目標**として「飼養豚での清浄性について、WOAHの豚熱清浄化ステータス取得」を目指す。

目標：飼養豚へのワクチン接種中止

赤字：WOAH清浄国ステータス取得要件

清浄化

捕獲によるウイルス低減・拡散防止
経口ワクチン散布
サーベイランス

野生イノシシ

【基本方針】

- ① 野生イノシシ群の清浄化のための対策は引き続き推進するものの、その進捗に関わらず、飼養豚群での清浄化を進めていく（飼養豚での発生ゼロを目指す）
- ② 最終目標は、「全国の飼養豚へのワクチン接種中止」及び、その過程での、「飼養豚での清浄性についての清浄国ステータスの取得」
- ③ この目標の達成に向け、「地域ごと」、「フェーズごと」のアプローチを取る

目標…飼養豚での清浄性について
清浄国ステータス再取得

- 飼養豚で発生がない【12か月間】
- サーベイランスで感染抗体陽性豚が確認されない【12か月間】

○感染抗体陽性豚の優先的更新

○マーカーワクチンの適切な接種（現行ワクチンの使用中止）

○殺処分範囲の見直しの検討

○全頭殺処分

○飼養衛生管理の徹底（飼養豚と野生イノシシ群との適切な措置による隔離等）

現 行

〔現行ワクチン接種豚のみ存在〕

飼養豚

I 期

〔現行ワクチン接種豚とマーカーワクチン接種豚が混在〕

マーカーワクチン実用化

II 期

〔マーカーワクチン接種豚のみ存在〕

現行ワクチン接種母豚更新完了

III 期

〔マーカーワクチン接種豚のみ存在〕

感染抗体陽性豚の更新完了

清浄化

アフリカ豚熱とは

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 權患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ **※人には感染しない。**

■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、
平成30年8月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本を除く**アジア全域に感染拡大。**
※日本では未発生。

■ 症状等

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
豚熱に酷似するが、**より致死率が高い傾向。**

※有効なワクチンや治療法はない。

- 発生すれば**養豚業に甚大な影響。**
(※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。)
- **肉製品において、他のウイルスよりも極めて長い時間残存。**



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

(出典：Veterinary school of Barcelona,
SpainCentro de Vigilancia Sanitaria,
Veterinaria, Spain)

肉製品におけるアフリカ豚熱残存性

品目	アフリカ豚熱残存期間
加熱調理した肉（70℃で30分間以上）	0日
内臓	105日
冷蔵肉	110日
塩漬け肉	182日
乾燥肉	300日
冷凍肉	1,000日

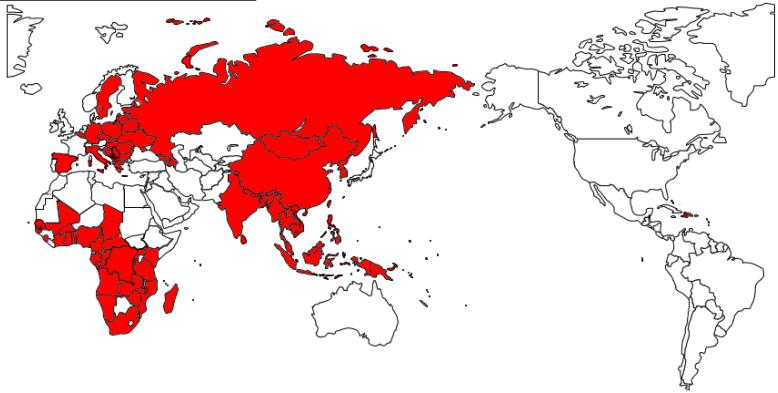
(出典：Beltran-Alcrudo et al,2017)

海外の発生状況

- 平成30（2018）年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**。
 - 特に**韓国**では、令和元（2019）年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大し、直近では江原特別自治道の野生イノシシで**令和7（2025）年12月**に感染確認。
 - また、**令和7（2025）年10月**には台湾の飼養豚でも発生し、東アジアで**発生していないのは、日本のみ**。
 - 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、**令和7（2025）年11月**にはスペインの野生イノシシで約30年ぶりに感染確認。

世界の発生状況

■ = 令和7(2025)年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



➤ 中国では、平成30（2018）年の発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。

中国の豚飼養頭数の推移



飼養頭数は
約4割減少

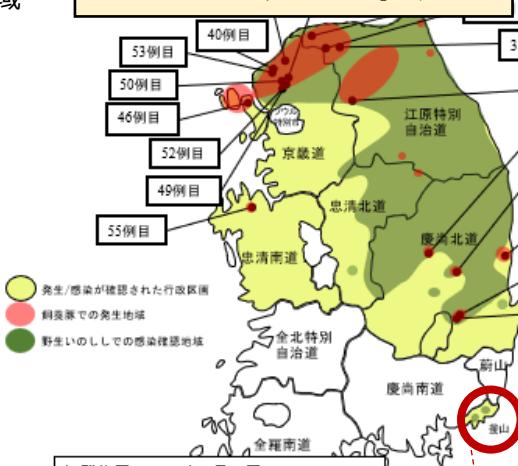
中国の豚肉価格の推移



資料： alic「中国の養豚業におけるアフリカ豚熱の影響」

韓国における感染拡大

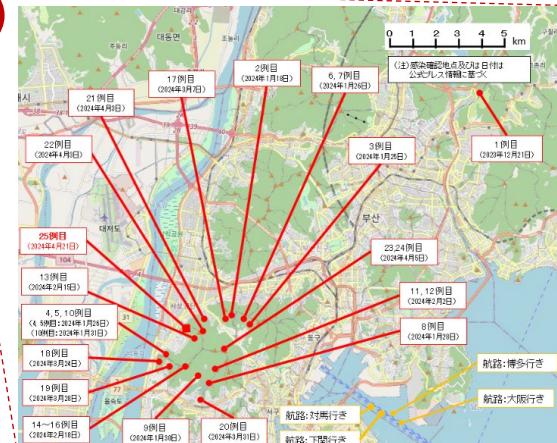
※令和7年12月15日時点



▶ 令和元（2019）年9月
以降、**55農場**で発生。

- ▶ 令和5（2023）年12月、
釜山広域市の
野生イノシシで感染拡大。

釜山

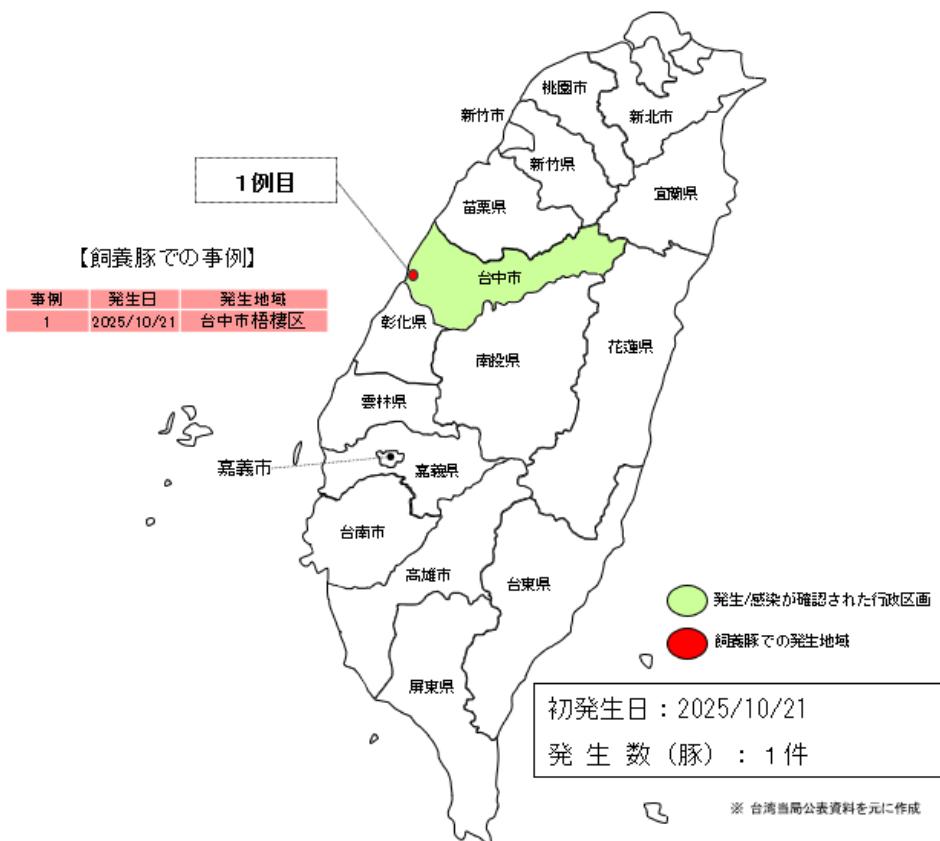


アフリカ豚熱について（台湾での発生を受けた対応）

- 令和7（2025）年10月21日に台湾の飼養豚において発生。
- 本事例を踏まえ、10月24日より台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問の実施、検疫探知犬の出動回数を増やす等により、水際検疫を強化。
- くわえて、関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼するほか、都道府県に対し国内防疫対策の再徹底を依頼。

台湾における発生状況

台湾におけるアフリカ豚熱の発生状況



空海港における水際対策の強化

- 台湾からの全ての到着便に対し家畜防疫官を配置し、口頭質問を実施
- 検疫探知犬の出動回数を増加
- 関係省庁に円滑な動物検疫への協力を依頼

国内防疫対策の再徹底

- 登山道やレジャー施設における靴底消毒の推進や、廃棄物管理の徹底による野生イノシシでの感染防止
- 飼養衛生管理基準の徹底などの農場における発生予防対策
- 万が一の国内侵入時に的確な初動を講じるため、計画策定、演習等による体制構築

我が国への侵入防止・発生予防対策

- 韓国・釜山の感染拡大を受け、国内への侵入防止対策を強化。具体的には、①出国前旅行者や訪日外国人旅行者に対する重点的な情報発信・注意喚起、②韓国からの全ての船舶及び航空機に対する家畜防疫官による口頭質問等の検査実施、③空海港における車両、自転車、ゴルフシューズ等の消毒徹底など、水際対策を強化中。
- 加えて、万が一国内に侵入した際に備え、外国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定した効果的な野生イノシシ侵入防止対策や防疫演習の実施等の準備を実施。

水際対策

✓ 情報発信、注意喚起の強化



空港等での注意喚起



港湾における消毒啓発 ゴルフ場における消毒啓発



ゴルフ靴等を部屋で
洗濯する際は、
靴底等を洗濯機に入れない
ようご注意ください。
また、洗濯機の排水栓
から漏れる水が他の衣服
に付着しないよう、
排水栓を締め切ってください。

✓ 家畜防疫官による検査、車両・自転車等の消毒



家畜防疫官による検査



港湾における自転車の消毒

国内侵入に備えた準備

✓ 防疫演習、関係者に向けた研修会の実施

- 令和6年度では、
・机上演習：32都県
・実地演習：19県
・研修会：30府県
実施済み
- 令和7年度には、ASF全国担当者連絡会議を開催

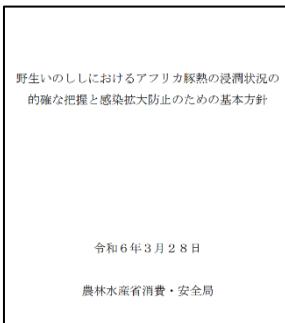


防疫演習



ASF全国担当者連絡会議

✓ 野生イノシシ対策



アフリカ豚熱が野生イノシシで確認された際の初動対応について、令和6年3月に基本方針を策定

✓ 農場対策



アフリカ豚熱啓発ポスター

病徵と発生状況

- ランピースキン病は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、牛乳の生産等にも影響。致死性は低いものの、有効な治療法はない。人には感染せず、畜産物も食用上安全。
 - 令和6（2024）年11月6日、福岡県の乳用牛農場で、我が国初の感染を確認。令和7（2025）年2月以降、新たな発生は確認されていない。

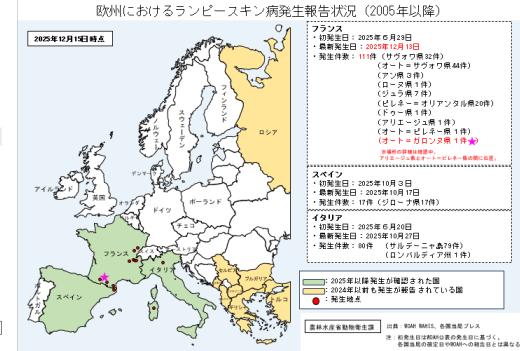
ランピースキン病とは



写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所
(State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

- 皮膚の結節や乳量の減少等の症状を呈する、牛・水牛の病気。
 - 主に蚊等の吸血昆虫による機械的伝播により感染が拡大。
 - 有効な治療法はなく、致死性は低いものの、吸血昆虫等により急速にまん延し、生乳の生産等に影響を及ぼすため、殺処分による早期封じ込めが必要。
 - 人には感染せず、畜産物も食用上安全。

海外の発生状況



- アフリカで流行
 - 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
 - 2019年以降、アジアでの発生拡大
 - **2023年及び2024年、韓国で発生**
 - **2025年、イタリア、フランス及びスペインで発生**

国内の発生状況

- ▶ 令和6（2024）年11月6日：福岡県内の2農場で初めて発生を確認
同年12月18日までに**19事例**の発生を確認
 - ▶ 発生農場から牛が移動しており、熊本県でも発生
同年12月26日までに**3事例**の発生を確認
 - ▶ 令和7（2025）年2月以降新たな発生は確認されていない

ランピースキン病の法的位置付け

- ランピースキン病について、殺処分の命令など「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定し、本病を法第62条の疾病の種類として指定。
- 政令の制定にあわせて、**防疫対策要領を改正（令和7年7月28日）**。

- 令和6年11月に福岡県にて、ランピースキン病が我が国で初めて発生が確認。これまでに福岡県及び熊本県において計22事例230頭の感染が確認。
- 届出伝染病であったことから、殺処分やワクチン接種等、強制的な防疫措置を講ずることができず、感染拡大
- 現在、発生は終息したが、依然として国内で発生・まん延するリスクは存在。
- 法的強制力のある防疫対策を実施できるようにしておく必要。



令和7年7月、「家畜伝染病（法定伝染病）」と同程度の強力な防疫措置を講ずることができるように、家畜伝染病予防法に基づき、新たに**政令を制定**（令和7年7月28日施行）。これにあわせて、ランピースキン病防疫対策要領を改正。

ランピースキン病防疫対策の概要

- 発症した牛の早期発見や家畜伝染病予防法に基づく隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の対策が重要。
- 令和7（2025）年7月、「家畜伝染病」と同程度の強力な防疫措置を講ずることができるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定（7月28日施行。効力は1年限り。）。あわせて防疫対策要領を改正。

発生予防のための飼養衛生管理基準の遵守

- 毎日の健康観察の徹底
- 殺虫剤や昆虫成長制御剤（IGR剤）の散布等によるベクター対策
- 器具等の洗浄・消毒
- 注射針や直腸検査に用いる手袋、人工授精用器具の1頭ごとの交換又は消毒

発生農場におけるまん延防止措置

- 患畜等の速やかな隔離、殺処分
- 畜舎等の消毒・ベクター対策
- 汚染物品の処理（患畜等由来の生乳、発生農場由来の精液）
- 毎日の健康観察の徹底

移動制限等

- 発生農場及び発生農場を中心とした半径5km以内の農場の牛に対し、他の農場、家畜市場等への移動の制限が可能（と畜場への出荷は可能）
- ワクチン接種後21日間経過した牛の移動は可能
- 周辺農場における異状の有無の確認、健康観察及びベクター対策の徹底

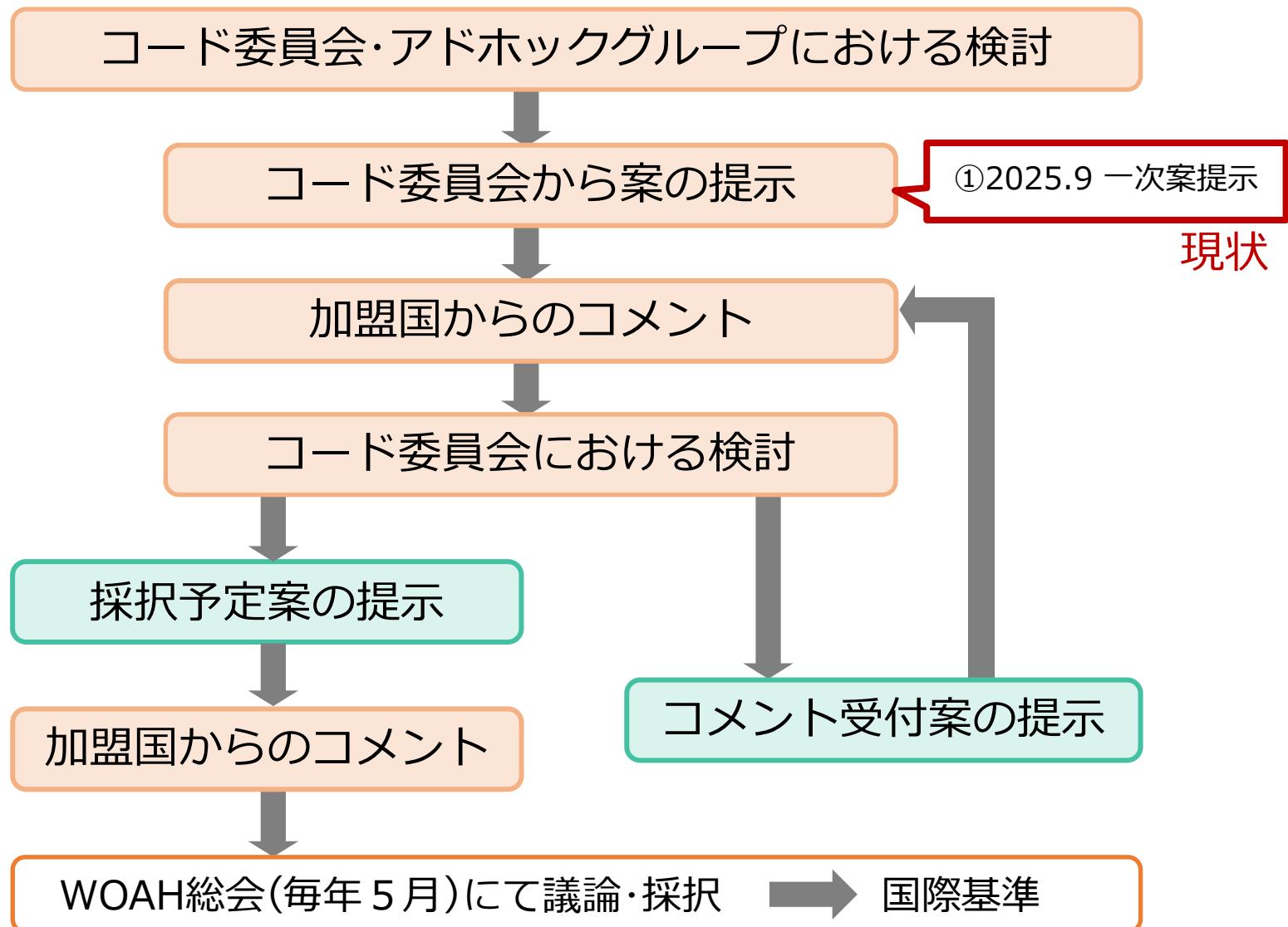
ワクチン

- 予防的なワクチン接種は原則として実施しない（種畜、希少な展示動物を除く）
- 発生が確認された場合、原則として発生農場及び発生農場を中心とした半径5km以内の農場の牛に対して、緊急的に接種（まん延の可能性が低い場合は接種しないことも可能）
- 発生状況等に応じて20kmまでワクチン接種の範囲を拡大することも可能

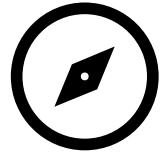
第3.X章

緊急事態管理

WOAHコードの改正プロセス



新規章のポイント



動物衛生、アニマルウェルフェア、獣医公衆衛生に影響を与える**緊急事態に対応するための備えや管理**に関する手引きを提供。



獣医サービスおよび動物(野生動物を含む)が関係する**すべての緊急事態**、環境や社会的な原因により生じるものも含め、**あらゆる危害要因に適用**。



獣医当局や様々な関係者が従うべき一般原則や、緊急事態管理の主要な要素(**予防、備え、発見、対応、回復**)において実施すべき事項を記述。



緊急事態に備えて、関係者の協力体制の整備や、持続可能なリソース供給の必要性に言及。



関係者が緊急事態発生時に効果的に対応できるよう、**多岐にわたる訓練や演習を定期的に実施**する必要性について言及。

我が国のコメント方針 ①

【第3.X.4条 一般原則】（一部省略・抜粋）

3. 効果的なコミュニケーション

獣医当局は、

- ・緊急事態の最中や後に、明確で、一貫した、タイムリーなコミュニケーション・認識を確実にするため
- ・関係者に正しく伝えるため
- ・誤情報や偽情報に対抗するため
- ・市民の信頼を得つつ透明性を促進するため

内部および外部のコミュニケーションの手順を確立するべきである。

外部のコミュニケーションの手順は、影響を受けるであろう国(輸入先国など)の獣医当局へのコミュニケーションにも対応しているべきである。



緊急事態により、影響を受けるであろう国(輸入先国など)が適切な措置をとることができるように、緊急事態の発生を把握した時などに速やかにコミュニケーションをとる必要がある。

我が国のコメント方針 ②

【第3.X.6条 備え】（抜粋）

3. (必要品の)準備

備えには、所管当局が緊急事態対応計画の実施のために**適切な器具および供給品の利用可能性を確保することが必要**となる。準備は以下のとおりであるべき。

- a) 異なるシナリオのリソースマッピングおよびリスクの優先順位付けに基づいている。
- b) 事前に確立された、緊急事態に適応可能な調達、契約、物流システムを含めている。
- c) 官民両者のキャパシティを活用し、事前の取り決めを有している。
- d) 動物用医薬品(ワクチン、特に緊急時のワクチン接種のためのものを含む。)の管理、承認、登録に主要な役割を果たしているラボラトリーとのネットワークができる。



もともと第3.X.7条(発見)にあったが、備えておくべきものについての記載であるため、ここに移してはどうか。

参考

- ・検討の経緯
- ・章の構成

検討の経緯

2022年5月	第89回総会において、陸生コードに緊急事態管理の章を加えることを提案。
2023年9月	コード委員会はWOAH本部からの提案に合意し、陸生コードに緊急事態管理に関する章を策定することに決定。
2024年2月	コード委員会は、陸生コードの緊急事態管理についての基準を策定するためのアドホックグループのToR*に合意。 *ToR (Terms of Reference) : 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書
2024年4月	アドホックグループが会合し、草案の作成を開始。
2024年9月	コード委員会はアドホックグループに対し、以下を考慮することを要求。 <ul style="list-style-type: none">バイオセキュリティの章を担当するアドホックグループの関連作業殺処分時のアニマルウェルフェアの章を担当するアドホックグループの関連作業将来的に行われる可能性のある、消毒や死んだ動物の処理に関する作業
2025年2月	コード委員会はアドホックグループに対し、専門用語の一貫性を考慮すること、理解の向上のために新たに用語を定義すること等を助言。
2025年9月	コード委員会は、アドホックグループによる草案を検討し、他の章との整合性をみて修正を加えた上で、一次案として提示。

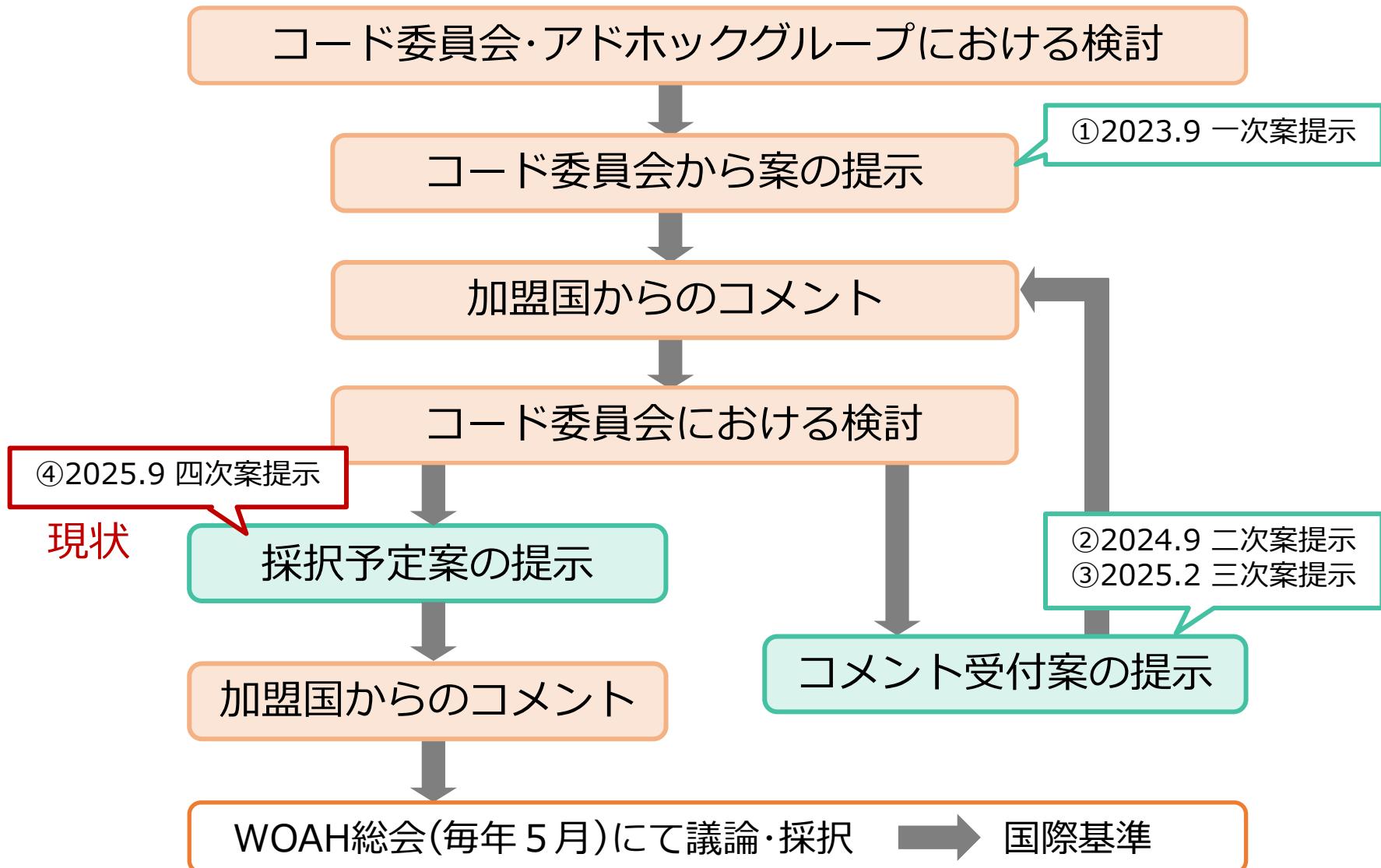
章の構成

第1条	序論
第2条	目的および範囲
第3条	定義
第4条	一般原則
第5条	予防
第6条	備え
第7条	発見
第8条	対応
第9条	回復

第5.4章

動物・物品の輸出に適用される措置及び手続

WOAHコードの改正プロセス



第5.4章の概要および四次案のポイント



輸出に関する**公的管理の質及び能力**を担保するための指針を提供。獣医当局の他、輸出に関与する**関係者**の役割と責任について言及。

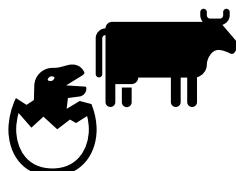
四次案

以下が追加された。

- ・輸出国の獣医当局は、個別の動物の衛生状況の国際獣医証明書のための手続を有するべき。
- ・事業者は、貨物の安全な取扱いに関する情報(職員へのリスクの可能性がある処置を含む。)を提供すべき。



物品の違法な越境性移動によってもたらされるリスクを管理するため、獣医当局が税関、事業者及び他国の当局と協力する重要性を強調。



物品の種類別(動物、胚製品、動物製品)に、輸出に関する具体的な推奨事項を記載。

我が国の前回コメント ①

提出コメント



事業者が**予期せぬ事態に対処するための計画を策定、文書化**することは輸出の要件ではないため、獣医当局は確実にすることはできない。獣医当局がするべきなのは、動物・物品の適合性が維持されることを確実にすることである。

【三次案へのコメント】

(第5.4.5条 予期せぬ事態のための計画 抜粋)

獣医当局は、事業者が、輸入国の要件およびアニマルウェルフェアの勧告への適合性に影響を及ぼす可能性のある予期せぬ事態に対処するための計画を策定し、文書化することを確実にするべきである。

獣医当局は、予期せぬ事態でも物品の適合性が維持されていることを確実にすべきである。

対応



コード委員会は以下の理由を挙げ、我が国のコメントは反映されなかった。

- ・**計画が予期できない事態に対処できることを確実**にする必要がある
- ・獣医当局は、出航後の輸送中の動物・物品の適合性を担保することは難しい

我が国の前回コメント ②

提出コメント



同じ衛生要件を満たしていない動物でも、同じ輸送手段に収容できる条件として、適切な分離に加え、**輸入国がそのような分離を認めていることも追加してはどうか。** 2024年2月のアドホックグループの報告書においても、以下の記載がある。

アドホックグループはコード委員会と同様、動物が適切に分離されており、かつ、**輸入国がそのようなことが起きるのを許すのであれば**、複数の動物の貨物を同時に乗り物／船で輸送することができるというコメントに同意した。

【三次案へのコメント】

(第5.4.4条 動物・物品に応じた特定の勧告 抜粋)

(動物の)輸送手段は、疾病の伝播を防ぐために効果的に分離されており、かつ、**輸入国がそのような分離を承認している場合を除き**、同じ衛生要件を満たしている動物のみを収容すべき。

対応



コード委員会は、動物の適切な分離を確実にするための**一般的な勧告**であること、**必ずしもいつも輸入国の承認が求められる訳ではない**として、我が国のコメントは反映されなかった。

輸入国の要件に適合していることは必要ではないか？

我が国のコメント方針 ①

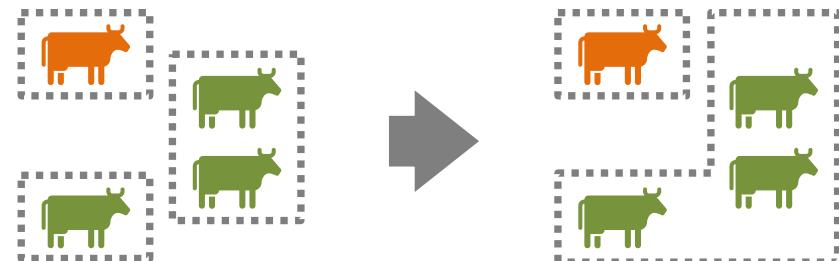
【第5.4.4条 勧告】（一部省略・抜粋）

(動物の)輸送手段は、疾病の伝播を防ぐために効果的に分離されており、かつ、
輸入国の要件やアニマルウェルフェアの勧告への適合性が維持されている場合を
除き、同じ衛生要件を満たしている動物のみを収容すべきである。



コード委員会の回答をふまえ…

効果的に動物が分離されているだけでなく、**輸入国の要件等に適合していることも必要ではないか。**



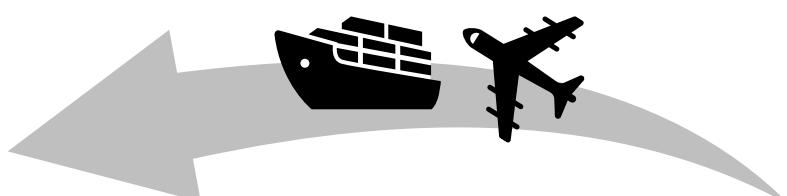
我が国のコメント方針 ②

【第5.4.2条 一般的考慮事項】（一部省略・抜粋）

獣医当局は、リスト疾病または輸入国の要件で参照されている疾病の発生といった特定の問題いかなる事例やその他の関連する問題が既に輸出国から発送された動物・物品の適合性に影響を及ぼしうる場合は、遅滞なく輸入国の獣医当局、および必要に応じて経由国に、通知しなければならない。



第5.6.4条(不適合動物・物品に対する追加的な措置)において、**輸入国**の**獣医当局**は、動物の貨物のリスト疾病や輸入国の要件で参照されている疾病のいかなる事例も輸出國に知らせるべきという案が示されている。そこで、**輸出当局**側でも、動物・物品のリスト疾病や輸入国の要件で参照されている疾病のいかなる事例も輸入国に知らせるべきとしてはどうか。



参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯 ①

2017年9月	コード委員会は、貿易措置、輸出入手続等に関する規定を含むWOAHコード第5部の見直しを行うことを決定。
2021年9月	コード委員会は第5.4章～第5.7章を優先的に改正すると合意。
2022年2月	コード委員会は、改正作業を進めるためにアドホックグループを招集するよう要請し、アドホックグループのToR*に含める重要なポイントについて議論し、加盟国に意見照会。 *ToR (Terms of Reference)： 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書
2022年9月	コード委員会は、アドホックグループのToRを最終決定。
2023年2月	コード委員会はアドホックグループの報告書を検討し、現行の第5.4章～第5.7章を「輸出(原産地から輸出国出国まで)」、「経由」及び「輸入(輸入国到着から通関まで)」の3つの新章に置き換えるとともに、主な要件(国境管理／検査所、検疫施設等)を扱う4つ目の章を設けるというアドホックグループの提案に同意。

検討の経緯 ②

2023年9月	コード委員会は、時間的な制約により、まず第5.4章(輸出)と第5.6章(輸入)の改正案について議論し、一次案を提示。
2024年2月	コード委員会は、加盟国からのコメントを改正案に反映させるためのアドホックグループの開催を要求。
2024年9月	コード委員会は、二次案を提示。
2025年2月	コード委員会は、三次案を提示。
2025年9月	コード委員会は、四次案を提示。

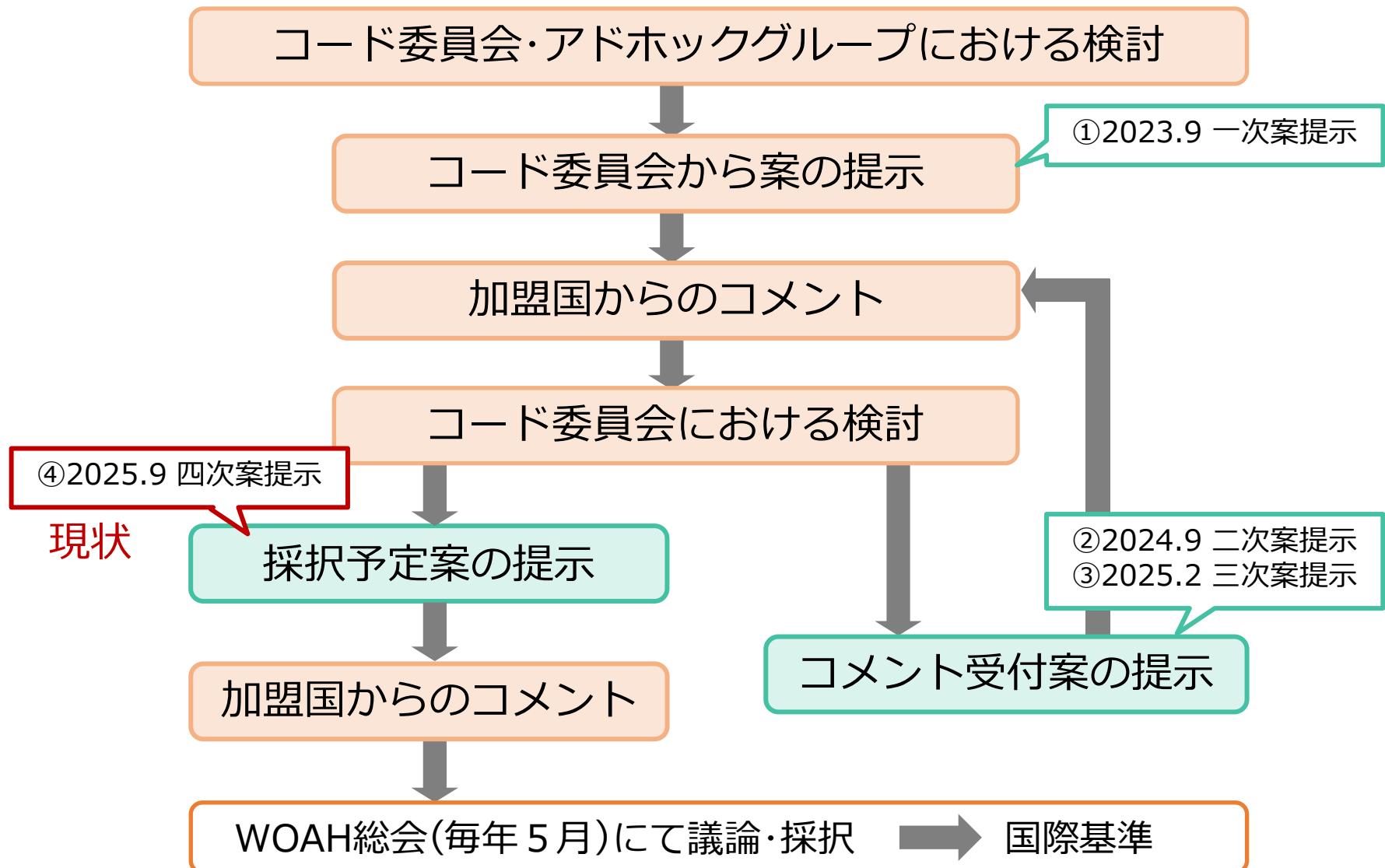
章の構成

第1条	目的及び範囲
第2条	一般的考慮事項
第3条	輸出の公的管理手続に適用される一般原則
第4条	物品に応じた特定の勧告
第5条	予期せぬ事態のための計画

第5.6章

動物・物品の輸入に適用される措置及び手続

WOAHコードの改正プロセス



第5.6章の概要および四次案のポイント



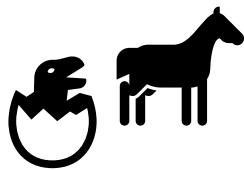
輸入に関する**公的管理の質及び能力**を担保するための指針を提供。獣医当局の他、輸入に関与する**関係者**の役割と責任について言及。

四次案

書類が輸入国の要件に適合するよう(輸入に責任を有する)事業者が(輸出者と)協力するべきである旨を追加。



物品の違法な越境性移動によってもたらされるリスクを管理するため、獣医当局が税関、事業者及び他国の当局と協力する重要性を強調。



物品の種類別(動物、胚製品、動物製品)に、輸入に関する具体的な推奨事項を記載。

四次案

病原体の侵入リスクを最小限にするための厳格な管理の対象として、国際ケータリング廃棄物に加え、処理されていない食品残さを追加。

我が国の前回コメント ①

提出コメント



トレーサビリティのシステムが整備されていない場合であっても、動物・物品のリコールは可能である。

【三次案へのコメント】

(第5.6.3条 輸入の公的管理の手続に適用される一般原則 抜粋)

サンプリング計画にしたがってサンプリングされた動物・物品から動物衛生または公衆衛生に対する差し迫った危険が疑われない場合には、検査施設での検査結果が得られる前に、貨物を解放させることができる。必要な場合には、物品をリコールするためのメカニズム（トレーサビリティのシステム等）が整備されているべきである。

対応



我が国のコメントは反映されなかつたが、リコールはトレーサビリティと関係する異なるプロセスであるとして、「システム」が「メカニズム」に修正された。

【四次案】

(第5.6.3条 輸入の公的管理の手続に適用される一般原則 抜粋)

必要な場合には、動物・物品をリコールするためトレーサビリティのメカニズムシステムが整備されているべきである。

我が国の前回コメント ②

提出コメント



動物が安全物品とされている疾病もある(東部・西部馬腦炎)。また、二国間で輸出国に知らせるべき状況を取り決めている場合もある。

【三次案へのコメント】

(第5.6.4条 不適合動物・物品に対する追加的な措置 抜粋)

輸入国の獣医当局およびその他の関係する所管当局は、動物の貨物のリスト疾病または輸入国の要件で参照されている疾病のいかなる関連する事例も輸出国に知らせるべきである。

対応



コード委員会から、すべてのリスト疾病が対象なのではなく、輸入国の要件で参照されている疾病のみが対象になっているとの説明があったが、我が国のコメントは反映されなかった。

参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯 ①

2017年9月	コード委員会は、貿易措置、輸出入手続等に関する規定を含むWOAHコード第5部の見直しを行うことを決定。
2021年9月	コード委員会は第5.4章～第5.7章を優先的に改正すると合意。
2022年2月	コード委員会は、改正作業を進めるためにアドホックグループを招集するよう要請し、アドホックグループのToR*に含める重要なポイントについて議論し、加盟国に意見照会。 *ToR (Terms of Reference)： 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書
2022年9月	コード委員会は、アドホックグループのToRを最終決定。
2023年2月	コード委員会はアドホックグループの報告書を検討し、現行の第5.4章～第5.7章を「輸出(原産地から輸出国出国まで)」、「経由」及び「輸入(輸入国到着から通関まで)」の3つの新章に置き換えるとともに、主な要件(国境管理／検査所、検疫施設等)を扱う4つ目の章を設けるというアドホックグループの提案に同意。

検討の経緯 ②

2023年9月	コード委員会は、時間的な制約により、まず第5.4章(輸出)と第5.6章(輸入)の改正案について議論し、一次案を提示。
2024年2月	コード委員会は、加盟国からのコメントを改正案に反映させるためのアドホックグループの開催を要求。
2024年9月	コード委員会は、二次案を提示。
2025年2月	コード委員会は、三次案を提示。
2025年9月	コード委員会は、四次案を提示。

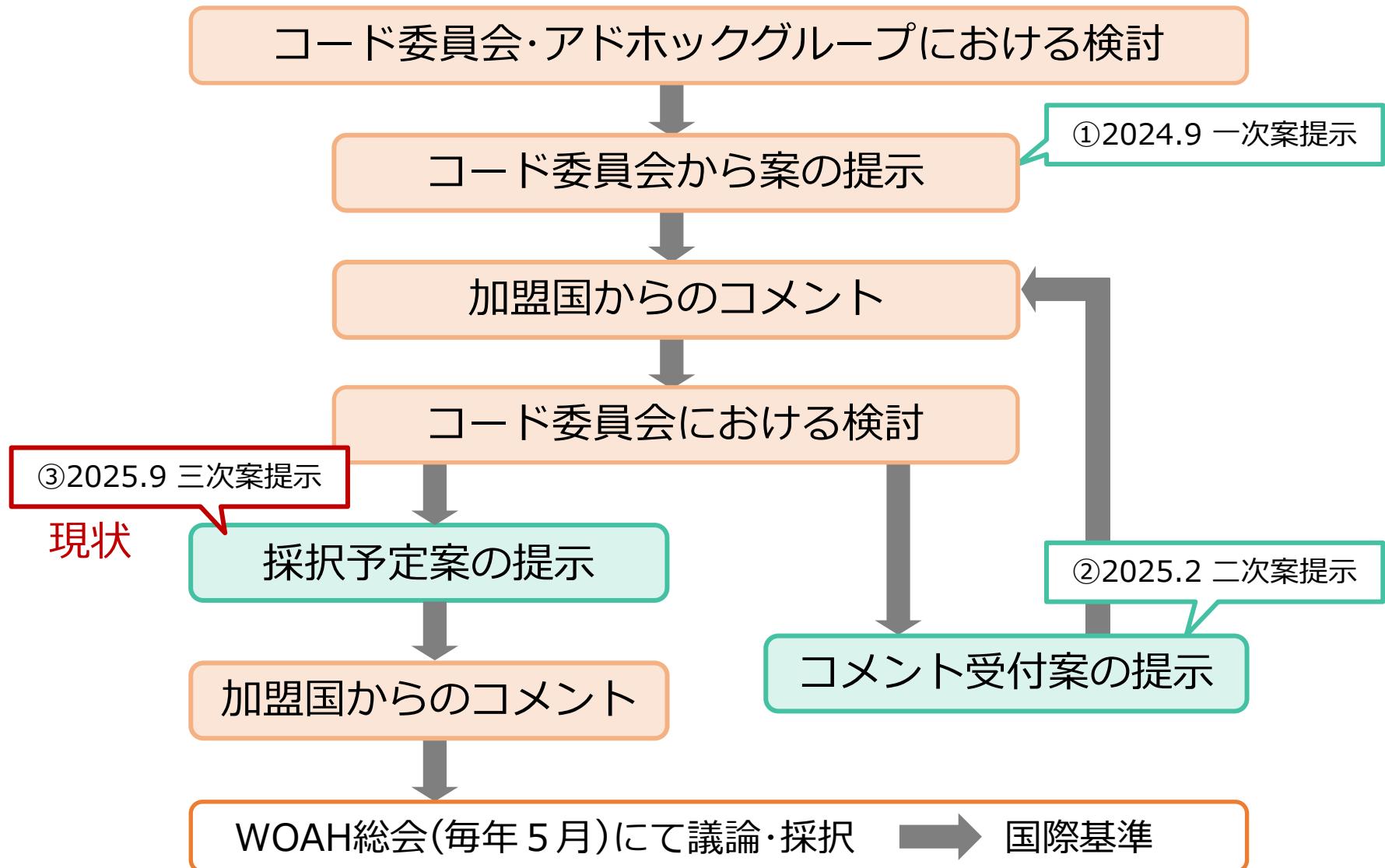
章の構成

第1条	目的及び範囲
第2条	一般的考慮事項
第3条	輸入の公的管理の手続に適用される一般原則
第4条	不適合物品に対する追加的な措置
第5条	予期せぬ事態のための計画
第6条	感染動物を輸送した輸送機関及びコンテナに適用される一般的勧告
第7条	国際ケータリング廃棄物の処分に適用される一般原則
第8条	国境検査所で確認された物品の違法な移動に対処するための措置に関する一般的勧告
第9条	国境検査所外における特定された物品の非公式または違法な移動に対処するための措置に関する一般的勧告

第5.7章

国境検査所及び検疫センター

WOAHコードの改正プロセス



第5.7章の概要および三次案のポイント



動物・物品の輸出、経由、輸入に適用される措置と手続を**効果的に実施**するため、主要な施設である**国境検査所**および**検疫センター**に関する勧告を提供。

三次案

加盟国等からのコメントをふまえて
「国境検査所の要件」を中心に修正。



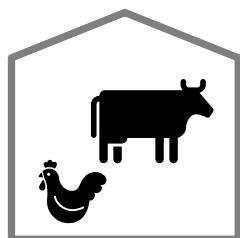
獣医当局が、**国境に責任を負う他の政府当局**と密に連携して対策を行う必要性を強調。



並行して定義を改正中。

国境検査所：獣医サービスによって公的検査が行われる動物・物品の入国地点および関連施設

検疫センター：獣医当局の管理下にある飼育施設であって、動物が適切なバイオセキュリティの下で、指定された期間の観察(適切な場合には検査や治療)のために隔離され、特定の病原体が飼育施設の内に侵入または外に漏れることを防ぐための施設



我が国の前回コメント

提出コメント



病気の動物が見つかった場合、国境検査所に滞在することなく、検疫センターに送られるため、当病気の動物を隔離するための分離施設は必要ないことがある。

【二次案へのコメント】

(第5.7.5条 動物の国境検査所に対する追加要件 一部省略・抜粋)

動物貨物のための国境検査所は、第7部のアニマルウェルフェアの原則に従って設計および運用され、具体的には以下の内容が含まれるべきである。

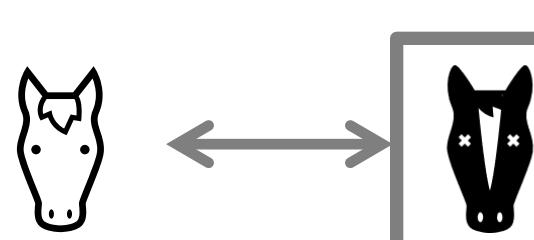
(…)

4) 必要な場合、病気の動物を隔離するための分離施設

対応



コード委員会は、病気の動物を隔離する必要が生じた場合のために分離施設は必要として、我が国のコメントは反映されなかった。



我が国のコメント方針

【第5.7.5条 動物の国境検査所に対する追加要件】（一部省略・抜粋）

動物貨物のための**国境検査所**は、第7部のアニマルウェルフェアの原則に従って設計および運用され、具体的には以下の内容が含まれるべきである。

(…)

4) 病気の動物を隔離するための分離施設



現在検討されている「国境検査所」の定義では

獣医サービスによって公的検査が行われる動物・物品の入国地点
および**関連施設**

となっている。

そこで、入国地点から搬入された動物に公的検査を行う場所が、関連施設に該当するかどうかを質問する。



参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯 ①

2017年9月	コード委員会は、貿易措置、輸出入手続等に関する規定を含むWOAHコード第5部の見直しを行うことを決定。
2021年9月	コード委員会は第5.4章～第5.7章を優先的に改正すると合意。
2022年2月	コード委員会は、改正作業を進めるためにアドホックグループを招集するよう要請し、アドホックグループのToR*に含める重要なポイントについて議論し、加盟国に意見照会。 *ToR (Terms of Reference)： 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書
2022年9月	コード委員会は、アドホックグループのToRを最終決定。
2023年2月	コード委員会はアドホックグループの報告書を検討し、現行の第5.4章～第5.7章を「輸出(原産地から輸出国出国まで)」、「経由」及び「輸入(輸入国到着から通関まで)」の3つの新章に置き換えるとともに、主な要件(国境管理／検査所、検疫施設等)を扱う4つ目の章を設けるというアドホックグループの提案に同意。

検討の経緯 ②

2023年9月	コード委員会は、時間的な制約により、まず第5.4章と第5.6章の改正案について議論し、一次案を提示。
2024年2月	コード委員会は、加盟国からのコメントを改正案に反映させるためのアドホックグループの開催を要求。
2024年9月	コード委員会は、第5.7章の一次案を提示。
2025年2月	コード委員会は、二次案を提示。
2025年9月	コード委員会は、三次案を提示。

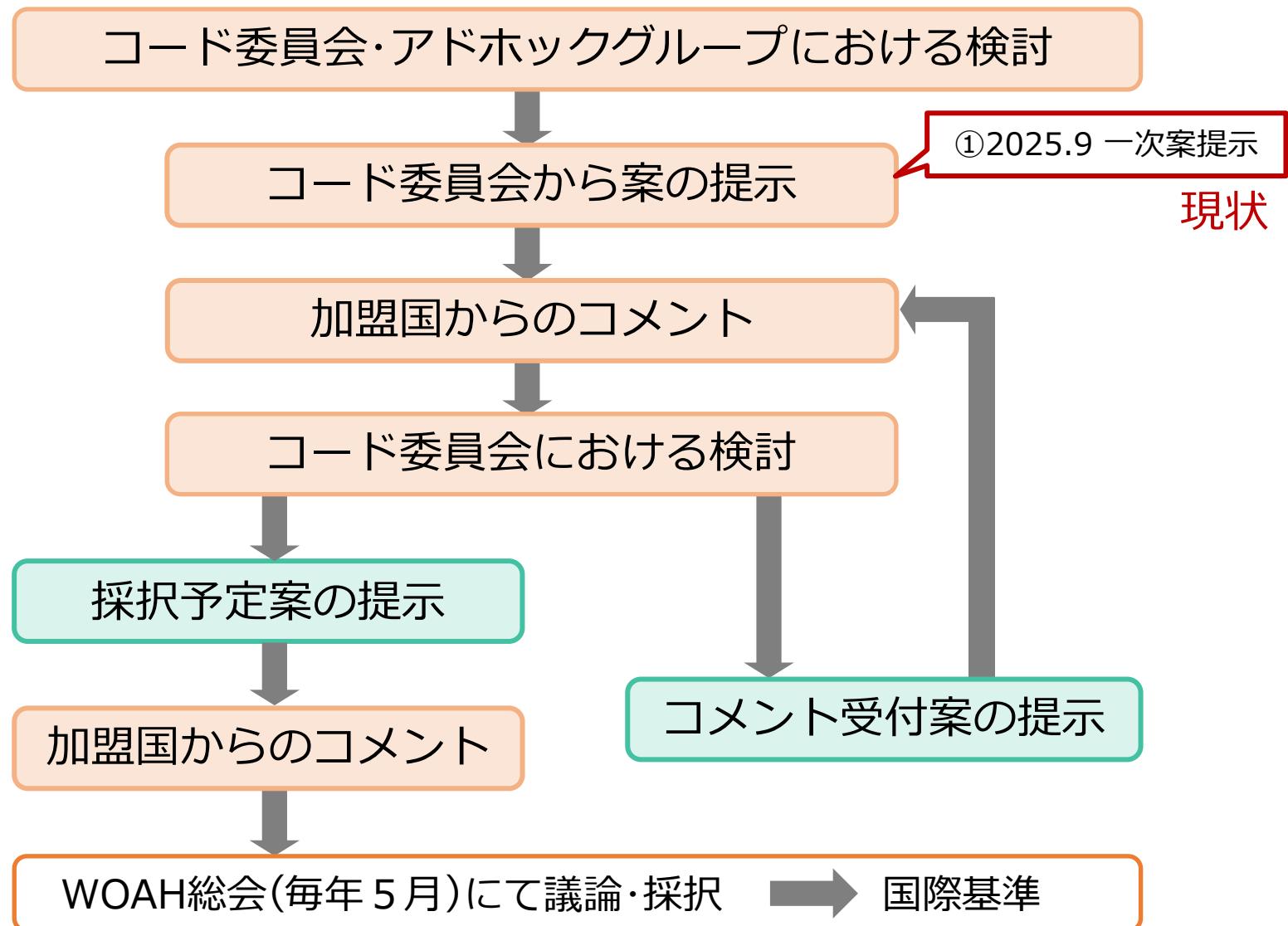
章の構成

第1条	目的及び範囲
第2条	一般的考慮事項
第3条	他の当局との協力
第4条	国境検査所の要件
第5条	動物の国境検査所に対する追加要件
第6条	国境検査所以外の公的検査に関わる施設
第7条	検疫センターの要件
第8条	予期せぬ事態のための計画

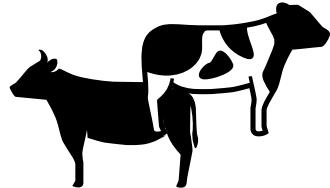
第11.9章

ランピースキン病

WOAHコードの改正プロセス



改正案の概要



ウシ亜科のヤクとミトウンをランピースキン病ウイルスの宿主に追加。水牛も含め、ウシ(bovine)と記載することとしたため、全体的に「水牛」の記載を削除。



安全物品のリストに、押出成形された乾燥ペットフードと蛋白粉を追加。



ワクチン接種が効果的な管理手段であるため、今後、以下のことについて専門家に相談することとされている。

- ・清浄性ステータスを得るためにワクチン接種を行わない期間
 - ・ワクチン接種が行われている場合、ランピースキン病の発生がなく、清浄であることをサーベイランスによって確認する期間
 - ・清浄性ステータスの回復のために要する期間
 - ・免疫がついたことを確認する、ワクチンを接種してからの日数
- また、羊痘・山羊痘の章と同様に、サーベイランスの条を見直し、予防と管理のプログラムについての条を追加する予定。

我が国のコメント方針

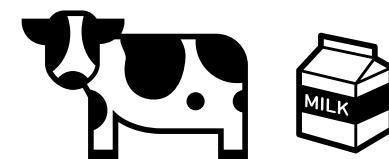
【第11.9.11条 乳・乳製品の輸入に関する勧告】（一部省略・抜粋）

輸入国の獣医当局は、乳または乳製品が以下のことを証明する国際獣医證明書の提示を求めるべきである。

- 1) ランピースキン病による制限を受けていない施設で飼育されていた動物に由来するものであること
および？または？
- 2) 以下のいずれかの処理を受けたこと
 - a) 低温殺菌処理
 - b) 1時間を超える時間 pHを6未満で維持
 - c) 同等の性能を有する管理手段の任意の組み合わせ



1) と2) のいずれも証明することを求めるべきという意味であるか質問する。



参考

- 検討の経緯
- 章の構成

検討の経緯

2023年2月	コード委員会は、第14.9章(羊痘・山羊痘)の改正を決定。
2024年2月	コード委員会は、羊痘・山羊痘が新たな地域に拡大していること、報告されていない事例があること、羊痘ウイルスや山羊痘ウイルスがランピースキン病ウイルスとの間で組換えがあり診断が難しいことから、優先的に改正すると合意。
2024年9月	コード委員会は、改正作業を行うアドホックグループのToR*を再検討し、①通常の疾病固有章の内容に加えて予防・管理についての勧告を含めること(ワクチン接種を含む。)、②第11.9章(ランピースキン病)の改正が必要かを検討することを追加。 *ToR (Terms of Reference) : 委員会やプロジェクトの目的、範囲、方法等を定義した文書
2025年2月	コード委員会は、アドホックグループの報告書を検討し、科学的根拠に基づき、リスクに応じた内容となるよう再検討を要請
2025年9月	コード委員会は、一次案を提示

章の構成

第1条	一般規定
第2条	安全物品
第3条	清浄国または地域
第4条	清浄性ステータスの回復
第5条	清浄国または地域からのウシの輸入に関する勧告
第6条	発生国または地域からのウシの輸入に関する勧告
第7条	清浄国または地域からのウシの精液の輸入に関する勧告
第8条	発生国または地域からのウシの精液の輸入に関する勧告
第9条	清浄国または地域からのウシの胚の輸入に関する勧告
第10条	発生国または地域からのウシの胚の輸入に関する勧告
第11条	乳および乳製品の輸入に関する勧告
第12条	第2条に記載された製品を除くウシの血液、肉、骨由来のミールおよび粉の輸入に関する勧告
第13条	ウシの皮革の輸入に関する勧告
第14条	ウシ由来のその他の動物性製品の輸入に関する勧告
第15条	サーベイランス

コード委員会の今後の活動計画

検討中の主なトピック ①

用語	poultry(家きん)の定義の改正
水平章	疾病の通報と疫学情報の提供(第1.1章)の改正
	WOAHリスト疾病(第1.3章)の改正
	WOAHによる公式疾病ステータスの認定、公的制御プログラムの承認および自己清浄化宣言の公開の手順 (第1.6章)の改正
	公式疾病ステータスの質問票の削除(第1.7~1.12章)
	ゾーニングの実施(第4.4章、第4.Y章)の新規作成
	牛、小反芻獣、豚の精液の回収・処理(第4.7章)の改正
	家畜・馬の受精卵の回収・処理(第4.8~4.9章)の改正
	死んだ動物の処理(第4.13章)の改正
	消毒と駆虫の一般的な勧告(第4.14章)の改正
	序章(第5.X章)の新規作成
	証明手続(第5.1~5.2章、第5.10~5.13章)の改正
	病原体の国際輸送や研究室内での保有(第5.8章)の改正 ➡ 名古屋議定書に関連する可能性がある。

検討中の主なトピック ②

水平章	国の薬剤耐性サーベイランス、モニタリングプログラムの調和(第6.8章)の改正
	陸路、海路、空路による動物の輸送(第7.2~7.4章)の改正
	と畜時のアニマルウェルフェア(第7.5章)の改正 → 2024年の改正採択時に議論となった、家きんのと畜時における“電気水槽式スタニング”的パラメータ(周波数、電流など)に関する技術的な改正
	と畜以外を目的とした殺処分時のアニマルウェルフェア(第7.6章)の改正
	口蹄疫(第8.8章)の改正
疾病固有章	日本脳炎(第8.10章)の改正
	高病原性鳥インフルエンザ(第10.4章)の改正
	トリメタニユーモウイルス感染症(第10.X章)の新規作成
	牛ウイルス性下痢(第11.X章)の新規作成
	小反芻獸疫(第14.7章)の改正
	羊痘・山羊痘(第14.9章)の改正
	豚熱(第15.2章)の改正